

# 経済マンスリー

## [中国]

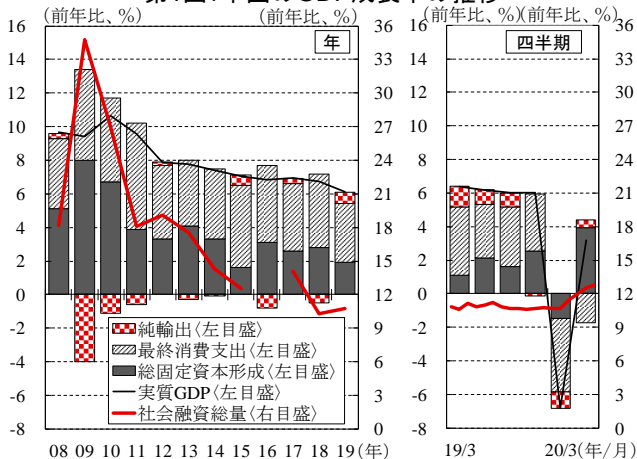
### デジタル経済の強化で中長期的成長を目指す中国政府

中国の4-6月期の実質GDP成長率は前年比+3.2%と、同国内での新型コロナウイルスの新規感染者数が概ね抑え込まれる中で経済活動の制限が緩和されていることや、政府主導の生産再開等を背景に、前期(同▲6.8%)から急回復した(第1図)。

一方、足元の社会融資総量の前年比の伸びをみると、コロナ禍前と比較して+2%ポイント程度の加速に止まっており、世界金融危機時の2008年末から2009年末にかけて約17%ポイント拡大したことと比べると、かなり緩やかなものとなっている。世界金融危機時は債務を拡大し投資を急加速させることで内需を中心とした景気回復を図ったが、今次コロナ禍においては、過剰債務による禍根を将来に残さないよう注意しつつ、デジタル化を推進し経済発展の質及び効率を高めることによって中長期的な経済成長を模索しているようである。例えば、中国政府はインフラ投資の資金源となる地方専項債の発行枠拡大にあたって、資金使途の冒頭に「新型インフラ投資」(5GやIoT、科学技術等への投資)を掲げ、重点的に推進しようとしており、資金調達段階での投資スクリーニング強化の意図が窺われる。また、消費や生産等においても、7月14日に公表された「新業態、新モデルの健全な発展を支援し、消費市場の活性化、雇用拡大を牽引することに関する意見書」で「デジタル経済の発展を特に重視」として表明している(第1表)。この意見書は、中国国家发展改革委員会が商務部等13の省庁や機関と連名で公表しており、オンラインとオフラインを融合した新たな消費市場の活性化や、産業のデジタル変革を加速させることによるバーチャル産業圏の構築、新技術を用いた「無人経済」の発展等、15項目を支援するとしている。

中国にとってこうしたデジタル経済の強化は、コロナとの共存を前提とした新しい生活様式への対応に加え、激化する米国との技術覇権争いを凌ぐ術ともなり得る。今世紀に入り世界を驚かすデジタル化を実現した中国だが、対米摩擦に対処しつつ更に高度且つ新たなデジタル化を実現できるかが、今後の中長期的経済成長力を左右することになりそうだ。

第1図：中国のGDP成長率の推移



(資料) 中国国家統計局統計より三菱UFJ銀行経済調査室作成

第1表：「新業態、新モデルの健全な発展を支援し、消費市場の活性化、雇用拡大を牽引することに関する意見書」の概要

<b>オンラインサービスを活用し、新たな消費市場を活性化</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインとオフラインを融合した教育体制の構築</li> <li>・インターネット医療の積極的活用</li> <li>・遠隔勤務の奨励</li> <li>・デジタルガバナンスの継続的改善。5G等の新型インフラ施設の整備加速</li> </ul>
<b>産業のデジタル変革を加速させ、経済の新たな原動力に</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来型産業の機能強化と付加価値向上のために、インターネット・プラットフォームを活用</li> <li>・従来型企業のデジタル変革を加速</li> <li>・バーチャル産業圏の構築</li> <li>・新技術を用いた「無人経済」の発展</li> </ul>
<b>個人経済の発展を奨励し、消費と雇用の増大を図る</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業者がオンライン起業に要するコストを引き下げ、多様な就業機会を提供</li> <li>・兼業や副業を奨励し、様々な発展の構図を生み出す</li> <li>・柔軟な就業形態において、労働者権益の保護を強化</li> </ul>
<b>シェアリングエコノミーの育成・発展</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外食のデリバリー、共同購入、ネットでの薬購入等の分野で、ビジネスモデルの変革を図り、新様式の生活と消費を発展させる</li> <li>・企業にクラウドの利用促進を図る</li> <li>・シェアリングエコノミーの障壁となる不当な制限を削減</li> <li>・人口、交通、通信、衛生・健康等の公共データの開放を促進</li> </ul>

(資料) 中国国家发展改革委員会資料より三菱UFJ銀行経済調査室作成

照会先：三菱 UFJ 銀行 経済調査室 伊勢 友理 yuri\_ise@mufg.jp

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の販売や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。また、当資料全文は、弊行ホームページでもご覧いただけます。